

新潟市老人憩の家条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月28日

新潟市長 中原 八一

新潟市条例第53号

新潟市老人憩の家条例の一部を改正する条例

新潟市老人憩の家条例（昭和40年新潟市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1 寿楽園の項を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。